

愛媛県議会会議規則の一部を改正する規則

愛媛県議会会議規則（昭和30年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(欠席届及び退席届)</p> <p>第85条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席することができないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>3 省略</p>	<p>(欠席届及び退席届)</p> <p>第85条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席することができないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>3 省略</p>

議 案 説 明

産前期間における議会の欠席に係る届出の対象となる期間を延長することで、多様な層の住民がより議会に参画しやすい環境を整備するため、この規則の一部を改正しようとするものである。